

## 令和5年度第1回春日井市一体的就労支援事業運営協議会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月15日（金） 午前10時～午前11時15分
- 2 開催場所 春日井市役所6階 研修室
- 3 出席者
  - 会長 長坂 匡哲（春日井市健康福祉部地域福祉課 課長）
  - 委員 山本 英俊（連合愛知尾張中地域協議会 副事務局長）
  - 浮須 守（愛知労働局職業安定部職業対策課 課長補佐）
  - 野田 裕一（春日井公共職業安定所 次長）
  - 高木 敏行（春日井公共職業安定所 統括職業指導官）
  - 北野 将好（春日井市健康福祉部生活支援課 課長）
  - 大野 利重（春日井市青少年子ども部子ども家庭支援課 課長）
  - 事務局 西尾 直人（春日井市健康福祉部生活支援課 課長補佐）
- 4 議題
  - (1) 令和5年度春日井市一体的就労支援事業の評価について
  - (2) 令和6年度春日井市一体的就労支援事業計画について
  - (3) その他
- 5 会議資料
  - 資料1 令和5年度春日井市一体的就労支援事業報告
  - 資料2 令和6年度春日井市一体的就労支援事業計画（案）
  - 資料3 春日井市一体的就労支援事業運営協議会規則
- 6 議事内容
  - (1) 令和5年度春日井市一体的就労支援事業の評価について
    - 【事務局（西尾課長補佐）】  
議題（1）について、資料1に基づき説明。  
説明に対する質問、意見等はあるか。
    - 【山本委員】  
資料1の（1）が数値目標で、（2）が実績ということでよいか。
    - 【事務局（西尾課長補佐）】  
その通り。資料の記載について、見直すようにする。

就職率が58%で、少し低いと感じている。今年度は、就職率66%を目標に数値を算出したが、それを少し下回っている。新型コロナウイルス感染症が落ちてきており、第5類に移行したということで、就労支援について気を引き締め、就職率が上がるよう、対象者のハローワークへの繋ぎとハローワークでの積極的な支援により、就職率が上がっていくとよい。

**【高木委員】**

前年度のこの協議会で数値目標を決定し、前年度の実績から、今年度の目標は達成できると考えていたが、住居確保給付金利用者の実績が少なかった。

**【事務局（西尾課長補佐）】**

住居確保給付金は、コロナ禍で実施された国の施策の中に各種資金の貸付があり、これらの貸付と併せて利用する方がいた。ハローワークでの求職活動が、これらの給付金や貸付金を受ける条件になっていたため、新型コロナウイルス感染症の流行期には実績が伸びたが、今年度は、コロナ禍前の条件に戻ったため、実績が伸びなかった。

住居確保給付金と生活困窮者への支援は、同じ窓口のため、生活困窮者の実績は伸びているので、市全体では生活困窮者への支援が、効果的に実施できたと思っている。

**【北野委員】**

令和2年度に、住居確保給付金の条件が緩和された。以前は、求職活動の頻度や年齢制限といった条件があり、そもそも住居確保給付金は受給条件が厳しいという意見もあるので、申請者が減少していると思われる。

**【高木委員】**

新型コロナウイルス感染症により伸びた実績が、元に戻ったということか。

**【北野委員】**

新型コロナウイルス感染症の終息とともに申請件数が減少している。住居確保給付金は1回しか利用できない制度でもあるため、申請件数が減少していると思われる。

**【事務局（西尾課長補佐）】**

住居確保給付金を受給できる期間（6か月）に仕事を見つけて収入を得ないと、この先の生活が困窮するため、集中力があり、意気込みが違う。

生活保護受給者には6か月という区切りがある訳ではなく、モチベーションが先ほどの方々と比べると低い。その中で、早期の就職を目指して就労支援を行っている。

住居確保給付金を受給する人には、生活保護制度に対する印象がどうかという話もあるが、モチベーションが高く、積極的に求職活動をし、給付金を受給できる間に生活できるようにしたいという気持ちが強いように感じている。住居

確保給付金を申請する人は、全体としては少なくとも、求職活動をしっかりと行っている。

対照群ごとに対象者数と就職者数の数値目標を定めているが、事業全体としては、実績は目標を達成できると評価している。すべての対照群で目標を達成できるようにしたい。

昨年度、愛知労働局と事前に相談し数値目標を定めたが、今年度の実績を見て、浮須委員はどう感じているか。

**【浮須委員】**

労働局としては、全国的に就職率 64.6%として取り組んでいるが、春日井市は高い数値を掲げており、感謝している。1月末時点で、愛知県全体の就職率は65.4%となっている。春日井市は、支援対象者の目標達成率が100%以上、就職者数の目標達成率が96.6%、定着率が60.2%で、目標は達成できている。就職率は、目標には少し届かないが、全体的に高い数字を維持できている。愛知県全体の支援対象者数の目標達成率は82.4%で、春日井市は103.3%となっている。就職者数も、春日井市の目標達成率は96.6%で、愛知県全体が83.4%となっている。支援対象者の目標達成率が100%を超え、就職件数も多い。

事業の廃止基準の1つに就職率がある。全国平均の3分の2を下回ると改善計画を立て、それが2年間改善されない場合は、3年目に廃止になる。春日井市はそのような状態ではないが、他の自治体は苦勞している。

来年度の就職率の目標が69%で、厚生労働省から言われている数字になる。

**【長坂会長】**

児童扶養手当受給者の就職率は47%となっている。

**【大野委員】**

昨年度より下がっている。新型コロナウイルス感染症が落ち着いても、各種給付金が続いており、給付金に関する問い合わせが多い。手当受給者の就労意欲が高くないと担当者から聞いている。就労中の人々が、就業条件の良いところを探しても条件が合致しなかったり、選択をしており、支援対象者にはなっているが、就職には結びついていない。

**【北野委員】**

令和6年の市民税課税世帯に対し、定額減税が行われる。上限が4万円で、減税があるため、生活を何とかできると考える。給付なり減税なりという施策が若干ではあるが就労支援に影響を与えていると思っている。

**【山本委員】**

資料に就職者数が出てくるが、就職した人は、そこでずっと就労しているのか。同じ人が繰り返し就職している数字なのか。

**【事務局（西尾課長補佐）】**

就職をすれば、数字が1増える。就労収入を得ているとい人もいれば、短期間で退職し、再度この事業を利用するという人もいる。定着できない理由は様々だが、この事業を何度も利用しているという人が多くいる。就職するが、再びこの事業を利用するため、数字は増えているが、実人数の数字は低くなっている。

有効求人倍率が、1月は1.48で今年度一番高い数字になっている。年度末なので数字が高いのだと思うが、それまでは1.2から1.3の間で、新型コロナウイルス感染症が流行する前は2に近い数字だったと思う。求人が限られている中で、就労意欲が上がってこない人たちを就労に結び付けていくというところで、ハローワークで手取り足取り考えながら、面接の受け方から指導をしており、丁寧な対応をする体制は整えられている。やはり、ハローワークを利用するところまでの繋ぎを、各担当部署がしっかりと取り組んでいくとよいと思う。

**【長坂会長】**

山本委員から、定着支援の質問であったが、高木委員はどう感じているか。求職者と求人をマッチングする立場として、就労の阻害要因等を有する人に対し、就労支援をするときに、課題等意見があれば、発言をお願いしたい。

**【高木委員】**

課題としては、通勤手段がある。よい求人があっても、公共交通機関や自転車を利用する人や、車を持っていない人は、通勤範囲が限られる。

**【長坂会長】**

通勤費も問題となっているか。

**【高木委員】**

フルタイムでの就労だと交通費が支給されるケースが多いが、パートでの就労だと、交通費が支給されなかったり上限があったりして、不足が生じてしまうと、応募に二の足を踏むという話を耳にする。

**【北野委員】**

就労支援員とハローワークのナビゲーターとの間でも、そのような話が出ている。就労支援員は、定着への支援もさることながら、就職をするために通勤手段の準備をしたり、身分証、携帯電話を持つことも支援している。企業側も、連絡先がないのは困る。

**【長坂会長】**

生活保護受給者だったら、交通費を生活保護から支給するのか。

**【事務局（西尾課長補佐）】**

就労収入を得たときに、交通費の実費を控除して認定するとか、初任給までの交通費がない場合は、初任給までの交通費を前渡しすることができる。

**【長坂会長】**

会社から交通費の支給がなくても、生活保護で支援するということになるの

か。

**【事務局（西尾課長補佐）】**

会社が交通費を支給していても、実費の交通費を確認、控除し、保護費の計算をしている。生活保護受給者については、初任給までの交通費や、就労が決まった際に、例えばスーツのように、自分で準備しないといけないものがあれば、就職支度費の支援もできる。

**【野田委員】**

先ほど、有効求人倍率の話があった。直近の有効求人倍率は1.48だった。有効求人倍率は、仕事を探している1人に対し、何件の求人があるかという数字である。その倍率が高いほど、求職者にとっては選択できる数が広がるので、就職環境としてはよいということになる。

今回、有効求人倍率が上がった要因を分析してみると、令和6年1月の求人数と令和5年12月の求人数は、ほぼ変わりがなかった。求職者数が減っている。令和6年1月の求職者が、令和5年12月に比べてかなり減っていた。

求職者が減ったことで求人倍率が上がっているので、求職者にとっていい環境になったかということ、決してそうではなかった。

個人的な意見になるかもしれないが、今の世の中、インターネットで様々な求人を閲覧することができるので、ハローワークには来ないという人がいる。

一体的就労支援事業の対象の人たちにとって、数字だけを見て、いい環境になっているのかということ、そこは中身を見てみる必要がある。

**【事務局（西尾課長補佐）】**

市の東部に住んでいる人なんかだと、ハローワークの本所や市役所までの交通費がかかるという話をよく聞く。交通費の支給はあるが、しっかりと就職活動をしないと交通費の支給はできない。あと、インターネットで求人の閲覧ができるとか、1日単位で給与が支払われるアルバイトの登録サイトがあり、そこで就職活動をしている人もいる。

ハローワークを利用しないといけないという規定がある訳ではない。ただ、インターネットを利用しての活動は把握しにくい。ハローワークに来た人であれば、ナビゲーターからどんな活動をしたか聞くことができ、頑張っているとか、もう少し頑張ってもらうために声掛けをしないといけないとか考えることができるが、インターネットを利用して就職活動をしていると言われると、判断しにくいところがある。

一方で、正社員として就労し、初任給で生活保護が廃止になったという人もおり、インターネットを利用した就職活動というものへの自分たちの見方を変えていかなければならないのかもしれない。

**【野田委員】**

ハローワークとしても、窓口に来た人への支援もきちんとするが、インターネットを通じた求人情報の提供も行っている。求職者マイページというものがあり、ハローワークインターネットサービスを通じて、マイページを作ることができる。自分の経歴、経験、希望といった情報を登録してもらうことで、ハローワークが条件に合う求人を探し、インターネットを通じて提供している。オンラインハローワーク紹介と言って、ハローワークに来なくてもオンライン上で求人を紹介している。求職者が希望すれば、企業側に個人情報を除く経歴等を確認してもらい、企業からスカウトしてもらうということにも力を入れている。

課題解決支援サービスと言っているが、窓口に来てもらい、課題を解決しながら就労に向けて取り組んでいくことと、情報をどんどん提供して就労してもらうということに力を入れている。

**【事務局（西尾課長補佐）】**

そういった事業があるということを、対象の人たちに情報提供できるとよいと思った。細かいことは高木委員に教えてもらいながら、ハローワークには足が向かなくても、頑張って求職活動をすることができそうな人に提案できるとよいと思った。

**【大野委員】**

オンライン上にマイページを作った人も、求職者数にはカウントされるのか。

**【野田委員】**

マイページを開設しただけではハローワークの利用登録者にはならず、窓口で手続きをすることで利用登録者となり、求職者としてカウントされる。こうしたことが、求職者が減っている要因の1つかもかもしれない。

**【長坂会長】**

出された意見をまとめると、第1には事業の廃止基準があり、就職率が低くならないようにする必要がある。春日井市はこの基準はクリアしているが、ただ数字を追うのではなく、その数字の背景にある様々な要因をどう分析するかということが大切である。

第2には、対面の就労支援だけではない様々な方法があり、他の支援機関の職員も、就労支援の方法がどんどん変わってきているということを理解しながら支援する必要がある。

伴走型の支援が必要な人は、引き続きこの事業で伴走しながら、就労に向けて支援していくことができればよい。

**(2) 令和6年度春日井市一体的就労支援事業計画について**

**【事務局（西尾課長補佐）】**

議題(2)について、資料2に基づき説明。

説明に対する質問、意見等はあるか。

事務局としては、今年度、66%の就職率を目指して取り組んできて、まだ3月の実績が出ていないので目標を達成できるか確定はしていないが、やや厳しい状況の中で、69%と目標を上げて、関係者ももう一度気を引き締めて取り組んでいきたいと思うし、愛知労働局からもこの数字を提示してもらったので、この数字を目指していきたいと思っている。

【長坂会長】

議題1で山本委員から定着支援について、転職や離職を繰り返すという話があった。就労支援員の配置が1名だが、就労支援員の業務は、フォローアップ面接、必要な助言ということでよかったか。

【事務局（西尾課長補佐）】

ハローワークで相談し、求人の提供を受けたときに、例えば、先ほど話が合ったような交通費や連絡手段といった問題を抱えている人もいるので、どのような手段で面接に行くのか、携帯電話の契約はこうするとよいのではといった細かい支援を行い、そうした支援を行ったということを、生活保護の担当者に伝え、生活保護の担当者もその人の求職活動の状況が把握できるようにと、橋渡しの役割を担っている。

【長坂会長】

生活保護受給者が就労したら、就労支援員による支援は終了になるのか。就労開始後の支援は、就労支援員がするという事ではないのか。

【事務局（西尾課長補佐）】

就労開始後の定着の様子を確認し、就労支援員と生活保護の担当者が分担しながら対応しているケースはある。

【長坂会長】

生活保護受給者には担当者がいるが、児童扶養手当受給者や生活困窮者の就労開始後の支援はどうなっているのか。

【大野委員】

児童扶養手当受給者については、相談員が2名おり、普段から生活全般の相談を受けている。ひとり親としての相談を受けている中で、就労先での人間関係が合わないといった相談が出てくることもある。いろいろな助言を行っているが、精神的に弱い人も非常に多くいる。これはひとり親に限ったことではなく、社会全体で多くなっていることであり、そうしたことが定着というところで難しい。女性が多く、女性特有の問題もあるのかもしれない。

【長坂会長】

就労支援員は、支援対象者180人に対し1人の配置となっているが、配置の基準はあるのか。ハローワークのナビゲーターは支援対象者90人に対して1人

という基準なのか。

**【浮須委員】**

ナビゲーターの基準はそのとおり。

**【事務局（西尾課長補佐）】**

就労支援員にはそういった基準はない。2人配置していた時期もあるが、課内の人員配置の都合で、現在は1人となっている。

**【野田委員】**

人件費のかかる話ではあるが、ハローワークとしては多いに越したことはないと思っている。ハローワークも、就労開始後の定着には力を入れているが、結構手がかかる。対応が難しい人たちにコンタクトを取っていかないといけない。3か月後に話をしている意味がない。

**【長坂会長】**

高木委員は、就労支援員の人数や支援について感じていることはあるか。

**【高木委員】**

今の就労支援員の負担は問題ないか心配している。ハローワークのナビゲーターが2人おり、2人が対応した分を1人で対応するということになるので、大丈夫なのかと。就労支援員は定着の支援も行っているということだが、ハローワークでも、相談があれば対応はしているし、ひとり親家庭への支援員と同じような支援も行っている。ナビゲーターと就労支援員が相互に補いつつ支援できれば、就労支援員の負担を減らすことができると思う。

**【事務局（西尾課長補佐）】**

現在、支援の対象になっている人は、何度もこの事業を利用している人が多く、就労支援員も支援の対象となっている人の特性などを把握しており、初めて支援する人よりも支援はしやすいが、何度もこの事業を利用しているということは、定着していなかったり、面接まで至らなかったり、面接で上手に話すことができなかったりということで、細かい部分で支援が必要で、面接の約束があるのになぜ起きられなかったのか、何時に寝たのかといったところから話をしている。就労支援員が少し助言をすとか、状況を把握すとか、そういったことだけで就労する人も多くいるが、今は、細かい支援が必要な人に集中的に支援を行っている。全体的な業務量としては、1人でこなせている。ただ、2人になれば、2人だからこそやることのできる取り組みというものも出てくると思う。就労支援員を増やそうと思うと、こういった取り組みを始めるには、人員が必要であると訴えていかなければならない。求職活動を行うというところまでの意欲喚起と、就労した後の定着が問題になってきている。就職するところまでに目を向けて取り組んできたが、入口と出口に力を入れるということを市として考えていくべきかと思う。その中で、人員の配置も考えていく必要がある。

【長坂会長】

就労支援員になるには、資格が必要か。

【事務局（西尾課長補佐）】

特に資格は必要ない。国が、就労支援員向けの研修を行っている。

【長坂会長】

就労支援員の人件費は、全額が市の負担か。

【事務局（西尾課長補佐）】

国庫補助金の対象です。

【北野委員】

人事異動の状況にもよるが、定着支援という新たな考え方もあるので、就労支援員の配置については、考えていきたい。

【浮須委員】

実績を伸ばすということだけであれば、労働局の立場で言うと、生活保護を長期間受給している人は、就労意欲の低下が見受けられるので、生活保護を検討している人や受給して間もない人を支援対象者にして、就労意欲が高いうちに積極的な支援を行うと、就職しやすい、定着しやすいという傾向がある。ハローワークのナビゲーターが対象者のニーズなどを確認するチェックシートを持っており、このシートを活用し、就労支援員と意見交換をしていくという取り組みをしている。

7 その他

上記のとおり令和5年度第1回春日井市一体的就労支援事業運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び指定された委員が署名する。

令和6年3月29日

署名人 長坂 匡哲  
(会長)

署名人 山本 英俊

署名人 北野 将好